第１章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取り組みは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となって進められてきました。

しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援では対応しきれない、制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市及び南城市社会福祉協議会においても、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和6年度で計画期間が終了する「第3次南城市地域福祉計画」「第3次南城市地域福祉活動計画」を改定し、すべての住民が人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりして支え合う関係をつくり、地域のだれもが役割を持ち、心豊かに生活できる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第4次南城市地域福祉計画」を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 法的根拠

本計画は社会福祉法第 107 条及び第 109 条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障がいのある人・障がいのある児童、こども等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、同法第 106 条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第 106 条の4に規定されている重層的支援体制整備事業について一体的に実施するものです。

なお、本計画は「成年後見制度利用促進計画」、「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

■地域福祉の推進

◆社会福祉法＜第 4 条＞より抜粋◆

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■市町村地域福祉計画

◆社会福祉法＜第 107 条＞より抜粋◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■地域福祉活動計画

◆社会福祉法＜第 109 条＞より抜粋◆

社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法＜第 106 条の３＞より抜粋◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等※1及び支援関係機関※2による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■重層的支援体制整備事業

◆社会福祉法＜第 106 条の 4＞より抜粋◆

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

◆成年後見制度の利用の促進に関する法律＜第 14 条第 1 項＞◆

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法＜第８条第 1 項＞◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 地域福祉とは

（１）地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、こどもを含め、誰であっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、という願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（地域共生社会）の実現を目指していきます。

図表 4-2-1　地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談体制のイメージ

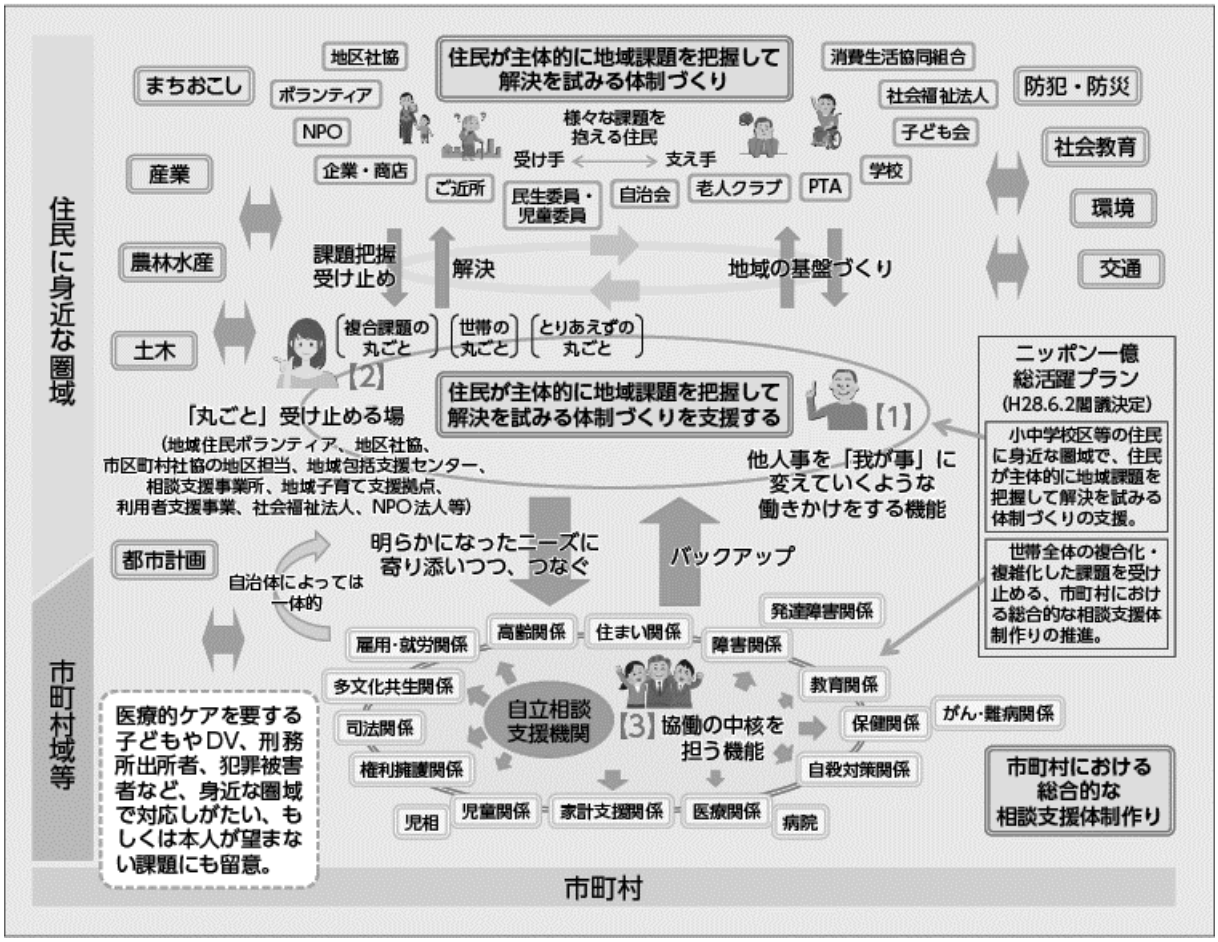

出典：平成 30 年版厚生労働白書

（２）「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが、地域福祉計画に求められています。

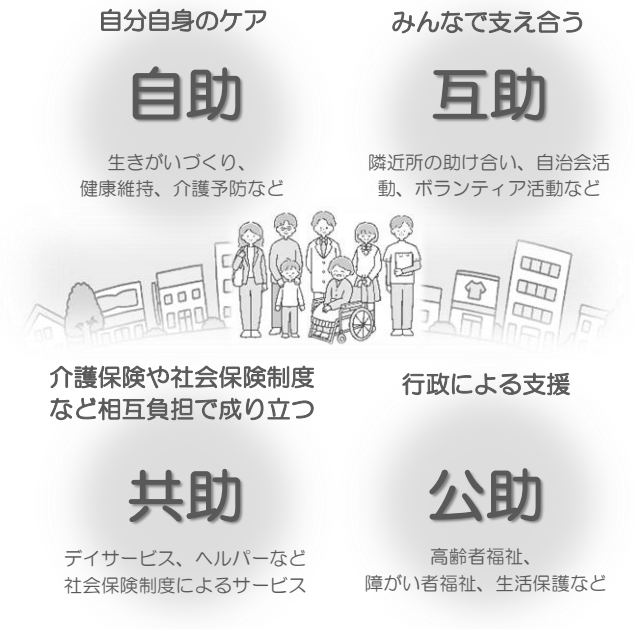

（３）包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。

国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

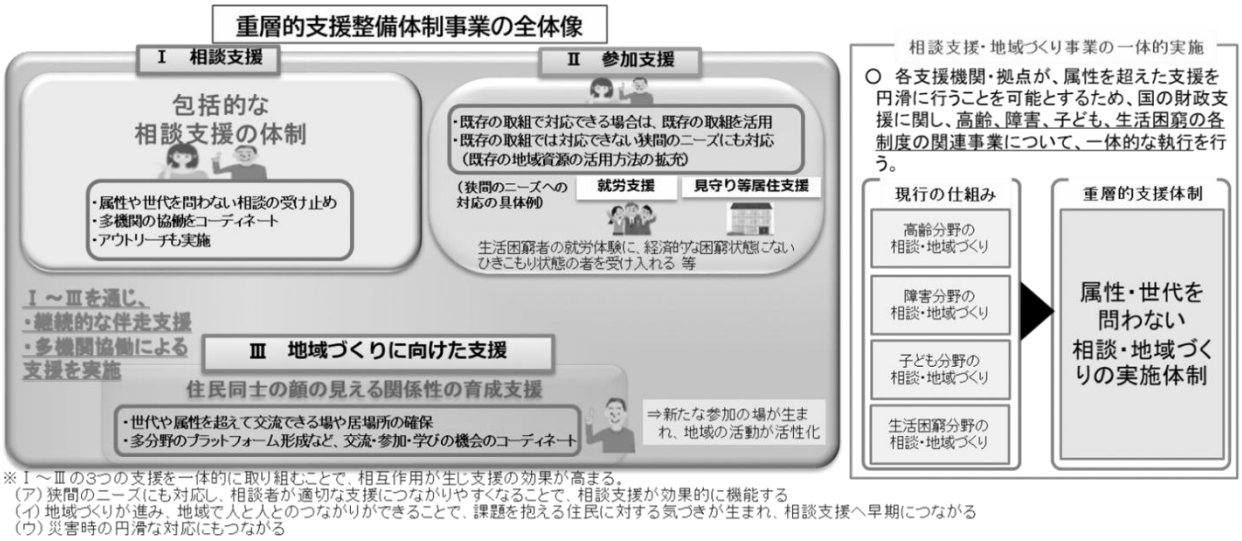

出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

4 地域福祉を推進するための圏域

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、南城市や社会福祉協議会が市全域で取り組む施策を推進する上で欠かせないものです。

隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で施策を展開します。

「地域」の定義としては次の3項目が挙げられます。

①：身近な地域（自治会等の広さ）を「基礎地域」

②：「基礎地域」より広い範囲の地域（徒歩・車等で短時間で行ける範囲）を「日常生活地域」

③：「日常生活地域」よりも広い範囲（南城市全域）を「市域」

南城市では、中学校区ごと（佐敷、知念、玉城、大里）に地域福祉コーディネーターが配置され、様々な福祉活動が行われています。各地域での活動は住民・自治会等の活動を支援するなど、様々な課題の解決のために、関係機関へのつなぎの役割も担っています。

そうした点を踏まえると、佐敷、知念、玉城、大里の各地域は地域福祉を推進する中間的な要素を持つ単位として考えられるため、佐敷、知念、玉城、大里の各地域を引き続き「日常生活地域」と位置付け、相談支援から制度的な福祉サービスへとつなぐ単位、福祉サービス基盤整備を推進する単位として設定します。

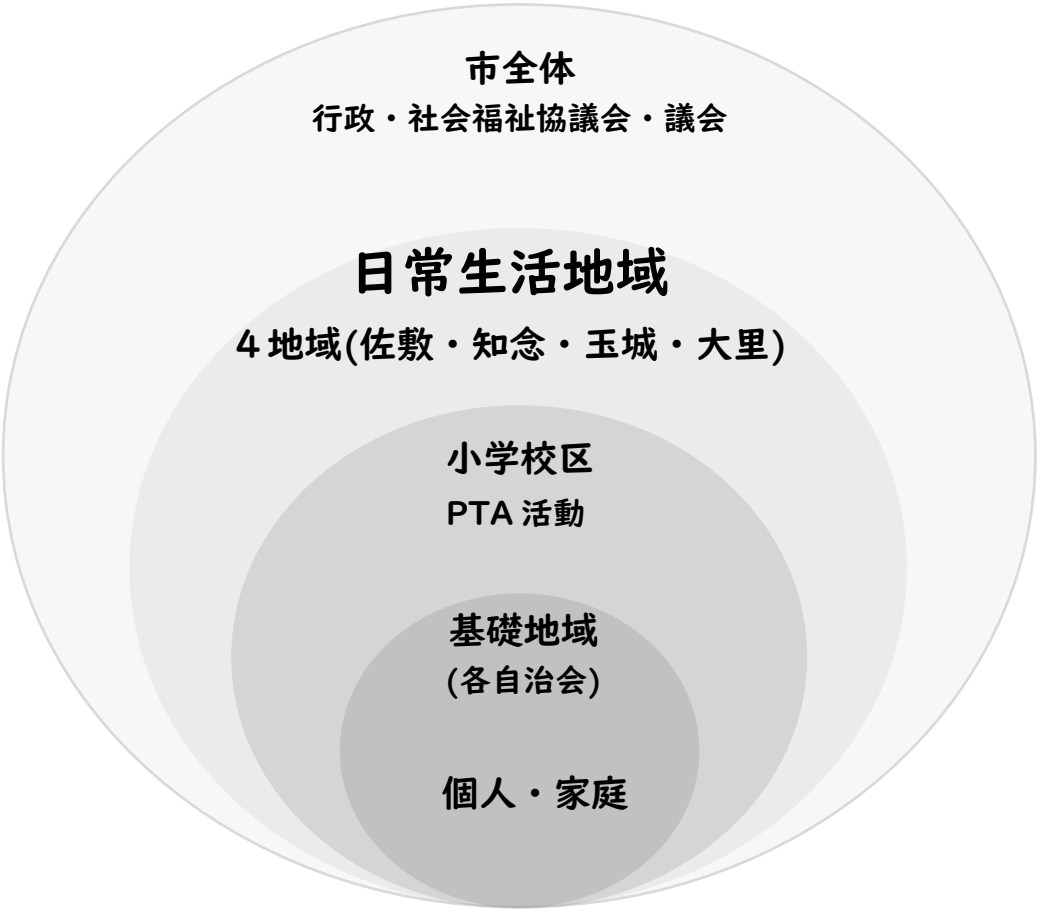

5 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、市、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

本市では、「第2次南城市総合計画（後期基本計画）」を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「南城市地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「南城市地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「南城市第9期高齢者保健福祉計画」、「第4次南城市障がい者計画・第7期南城市障がい福祉計画・第3期南城市障がい児福祉計画」、「南城市こども計画」、「健康南城 21 計画（第三次）・第3期南城市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「第2次南城市男女共同参画行動計画」や「南城市地域防災計画」などの関連計画とも整合を図った計画とします。

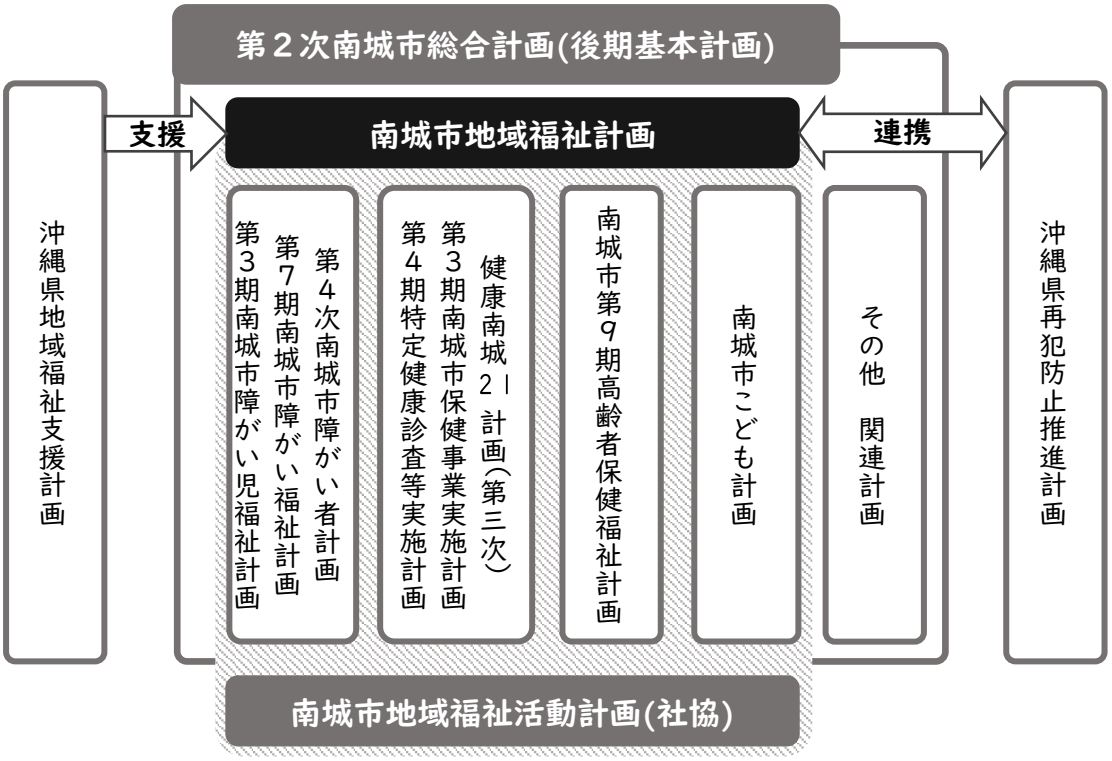

持続可能な開発目標(SDGs）の採択

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和 12 年を年限とする国際目標です。平成 27 年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取り組みが進められています。

こうした動きを踏まえて、本市の各種計画は SDGs の考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市における SDGs のさらなる推進につなげていきます。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の詳細

目標１［貧困］
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標２［飢餓］
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標３［保健］
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標４［教育］
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標５［ジェンダー］
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標６［水・衛生］
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標７［エネルギー］
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

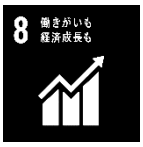

目標８［経済成長と雇用］
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標９［インフラ、産業化、イノベーション］
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標１０［不平等］
国内及び各国家間の不平等を是正する

目標１１［持続可能な都市］
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標１２［持続可能な消費と生産］
持続可能な消費生産形態を確保する

目標１３［気候変動］
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標１４［海洋資源］
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標１５［陸上資源］
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標１６［平和］
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標１７［実施手段］
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf）

6 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。

この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は令和9年度に必要に応じて中間見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域福祉計画 地域福祉活動計画			計画期間		中間 見直し			
総合計画	第２次南城市総合計画(後期基本計画)					次期計画		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第８期	第９期			第 10 期			第 11 期
障がい者計画	第３次	第４次						第５次
障がい福祉計画	第６期	第７期			第８期			第９期
障がい児福祉計画	第２期	第３期			第４期			第５期
南城市こども計画			第 1 期					第２期
健康南城 21 計画	第２次	第３次						
南城市保健事業実施計画（データヘルス計画）	第２期	第３期						第４期
特定健康診査等実施計画	第３期	第４期						第５期

7 策定体系

（1）策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体、市民によって構成される策定委員会、庁内の関係各課によって構成される策定検討会を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画策定に取り組みました。

図　策定体制

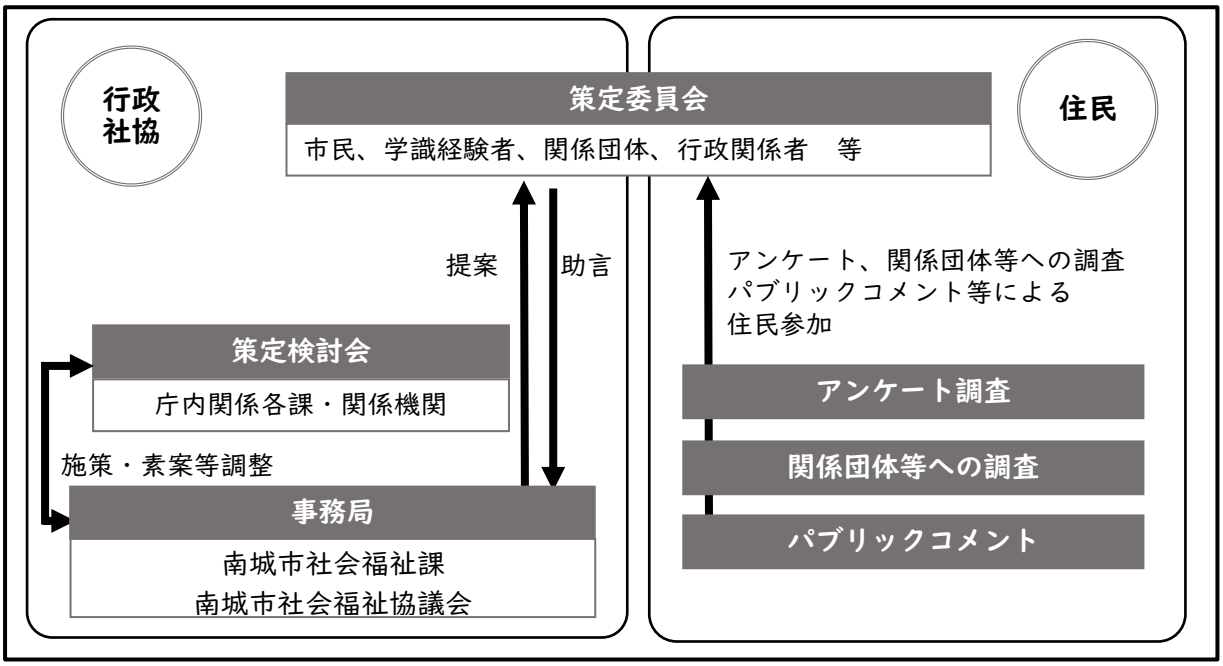

（２）住民参画

住民参画の機会として、市民アンケート、関係団体等への調査を実施しました。
また、パブリックコメントを実施し、地域福祉に対する市民の想いを計画に反映しました。

①各種意識調査概要

調査対象	対象数	配布・回収	実施時期	有効 回収票数	有効 回収率
1.市民　20～70代 （無作為抽出）	3,000人	配布：郵送 回収：郵送／WEB	9/10-9/30	828人	27.6%
2.自治会	70人	配布：直接配布 回収：直接回収	9/5-10/7	50人	71.4%
3.民生委員・児童委員	74人	配布：直接／郵送 回収：直接／郵送	9/2-9/30	54人	73.0%
4.保護司	19人	配布：郵送 回収：郵送	9/10-9/30	14人	73.7%
5.福祉関連団体： 児童福祉分野・障がい福祉分野・高齢者福祉分野	38カ所	配布：メール 回収：メール	9/10-9/30	20カ所	52.6%

②パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の方から広くご意見･ご提案を伺うことを目的として実施しました。

パブリックコメントの概要

区分	内　容
実施方法	ホームページにて公募
実施期間	令和７年１月２９日～令和７年２月７日
意見数	５件